

## 都市建設委員会委員長報告書

令和5年10月3日

都市建設委員会に付託されました議案9件について、審査の過程における委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第76号「和解について」について報告します。

本案は、平成24年5月7日に締結した消防救急デジタル無線装置購入契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の不当な取引制限が行われ、当該契約金額が違法に引き上げられたことを理由として損害賠償の請求の訴えを提起したところ、千葉地方裁判所から和解案の提示があったため、当該和解案に基づき和解する内容です。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号「令和4年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」について報告します。

本案は、令和4年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の一部を一般会計への納付金として処分することについて、地方公営企業法の規定に基づき議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

### 1 反対の立場で討論する。

我が党は、令和4年5月17日の市長への緊急要望で、物価高騰対策として水道料金の基本料金を減額するよう提案している。急激な円安、物価高騰や電気・ガソリンの値上げで市内中小零細企業の経営は厳しく、年金生活者も年金の削減が相次いでいる。子どもがいる世帯の6割で生活が苦しいとの調査結果も出ている。

水道事業は、経常収支比率、料金回収率でも十分な利益が上がっているので、一般会計への納付を優先させるのではなく、水道事業において物価高騰生活支援として基本料金の減免などを優先させるべきと考える。柏市では、今年の第1回定例会、また第3回定例会でも上水道基本料金を2カ月減免する議案が提出されている。よってこの議案については反対とする。

## 2 賛成の立場で討論する。

つくばエクスプレス沿線開発による給水申込納付金の増加などにより蓄積された利益を、出資に対する納付金として市へ還元したものと理解し、賛成とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「令和4年度流山市水道事業会計決算認定について」について報告します。

本案は、収益的収支では営業収支で3億195万2千円、営業外収支で6億2,870万4千円の利益が生じたことから、9億3,055万8千円の利益を計上し、資本的収支では、新規井戸3基の設置工事が完了したほか、配水管の改良及び拡張工事等を行った結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額16億125万円が生じ、この不足額を、積立金や損益勘定留保資金などで補填した令和4年度流山市水道事業会計の決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

### 1 反対の立場で討論する。

第1に、令和4年度決算では、前年度に引き続き流山市の一般会計への納付金5億円が計上されているが、急激な円安、物価高騰により生活が苦しいとの回答が5割を超える調査結果も出ている。市内中小企業の経営困難が広がり、年金削減で年金生活者の生活もより困難となり、子育て世代も生活の苦しさが増している中、令和4年度における経常収支比率129.37パーセント、料金回収率113.4パーセントと十分な収益が上がる構造になっており、水道事業による利益の配分は、我が党が提案した水道料金の基本料金の減額などを優先すべきと考える。

第2に、つくばエクスプレス沿線の640ヘクタールもの開発のためのインフラ整備として、水道事業は過大な投資を余儀なくされた。また、現在老朽化していない水道施設の耐用年数が過ぎて改修が集中的に必要になるなど、今後、給水収益が減少する中での事業の課題も現れてくるものと考えことから反対する。

### 2 賛成の立場で討論する。

つくばエクスプレス沿線整備の収束による給水申込納付金の減少や

光熱費の高騰により、前年度に比べ純利益は減少しているものの、今後も事業継続に必要な資金残高を確保できる見通しであり、経営は安定していると考えます。

また、安全な水の安定供給のため、井戸の新設や浄水処理施設の更新を計画的に進めている点を評価し、賛成する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第70号「令和5年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、水道事業費用の債務負担額について、昨今の社会情勢により、労務単価の著しい上昇等が見込まれることから、その限度額の増額を行うもので、設定額に、税抜き3,100万円を増額し、総額を税抜き4億2,850万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号「令和4年度流山市下水道事業会計決算認定について」について報告します。

本案は、収益的収支では営業収支で7億4,400万8千円のマイナスとなりましたが、営業外収支で7億7,212万9千円の利益が生じたことから、1億5,574万8千円の利益を計上し、資本的収支では、江戸川左岸及び手賀沼流域の下水道整備や、運動公園周辺地区の污水管及び雨水管整備等を行った結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額12億6,998万7千円が生じ、この不足額を、前年度繰越工事資金や損益勘定留保資金などで補填した令和4年度流山市下水道事業会計決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

つくばエクスプレス沿線の640ヘクタールもの開発のためのインフラ整備として、下水道事業も過大な投資を余儀なくされた。令和4年度決算でも企業債残高は159.5億円にもなる。ハイリスクハイリターンの大規模開発を軸とした事業会計は大変危険だと指摘をして反対する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和4年度は、計画に基づき、既成市街地及びつくばエクスプレス関連区画整理事業に伴う、污水管整備、雨水管整備を実施された。昨今、ゲリラ豪雨のような未曾有の降雨が発生することから、着実な浸水対策に資する事業を着実に進めていただいたことは重要なことだと思う。

経営については、流域下水道維持管理費などの経常費用も大きく増加したものの、水道事業から1億円の出資金を受け入れ、経営の安定に努められた。全体として、健全経営の水準とされる、経常収支率は100パーセントを上回ることができ、健全に経営されたことを確認出来た。

しかし、流山市は今後予定されている設備投資も必要であり、また、公共下水道事業が昭和61年に供用開始していることから、法定耐用年数を過ぎた管渠老朽化率という目に見える数字としてはゼロということであるが、昨今は気候変動やエネルギー高騰など、予測しにくい社会環境の変化もある。

ストックマネジメント計画に基づいて進めることが前提となるが、突発的な需要も発生する可能性がある。その対策を着実に実施するためにも、内部留保資金の適正残高額について、整理することを要望し賛成する。

### 3 賛成の立場で討論する。

下水道使用料収入や特別利益が増加となったことにより、約1億5千万円の純利益を計上しており、経営は安定しているものと評価し、賛成する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第71号「令和5年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、下水道事業費用の債務負担額について、昨今の社会情勢により、労務単価の著しい上昇が見込まれること及び令和5年度から新規で委託している浄化槽設置事業受付及び検査業務について、本業務に追加することで効率的な運営が可能となることから、設定額に税抜き8,460万9千円を増額し、総額を税抜き2億8,865万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号「流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行う内容です。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、西平井・鱒ヶ崎地区では、清算金の徴収事務、鱒ヶ崎・思井地区では、清算金の徴収及び交付事務など事業の推進を図った結果、歳入総額1億1,332万9千円に対し、歳出総額は1億877万6千円で、差引き455万3千円の実質収支額を令和5年度へ繰り越した令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区ともに清算金業務が支障なく進められていること。また、清算金徴収にあたっては地権者からの申出により分割納付が可能となり、最長5年の分割期間を設けたこと。さらに、分割納付の利子について低い利率を採用したことは地権者に寄り添った対応と言え評価する。

引き続き、清算金業務を進め事業期間どおりに進むよう要望し、賛成する。

2 1点要望し、反対の立場で討論する。

そもそも駅も、線路もなく地下を走る地域を区画整理し、莫大な事業費をごくわずかな地域に集中的に投入すべきだったかどうか問われてきた事業であり、大規模開発の性格は一切見直されていないこと。同時に、事業認可を受けた平成10年（1998年）頃、当時は4地区市内全ての区画整理の財政を合計し、市として財政投入計画を発表し、議会とも共有してきたが、それ以降は変更内容も明確にされず、計画との齟齬や差異の調査・研究すらできない事態は大変遺憾と考える。

また、行政内部だけで業務上の管理・点検・評価、いわゆるPDCA

を実施しても、二元代表制である議会にすら公表しないことは、自治基本条例を骨抜きにしかねない悪しき事例とも考える。公債費の支払いが終了する令和5年度末や清算金支払いが完了する令和8年度末をもって、当初計画に対する事業完了の収支を公表し、様々な検証ができるような環境整備を強く要望し、反対する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

西平井・鱈ヶ崎地区では、清算金の徴収事務が順調に進められており、徴収清算金の収入未済についても解消していること。また、鱈ヶ崎・思井地区では、清算金の徴収交付事務がこれまで順調に進められており、交付清算金の事務が完了したこと。清算金の徴収交付事務が順調に行われたことは大いに評価できる。

また、換地処分後も地権者の問い合わせに対し、丁重に対応したことも評価する。引き続き、残る清算金業務を推進されることを要望し賛成する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第69号「令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、令和4年度決算額の確定に伴い、歳入予算を補正するもので、前年度繰越金の増額分を一般会計繰入金の減額により調整するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上